

アクサ生命、新たに北海道銀行を通じて 変額個人年金保険の提供を開始

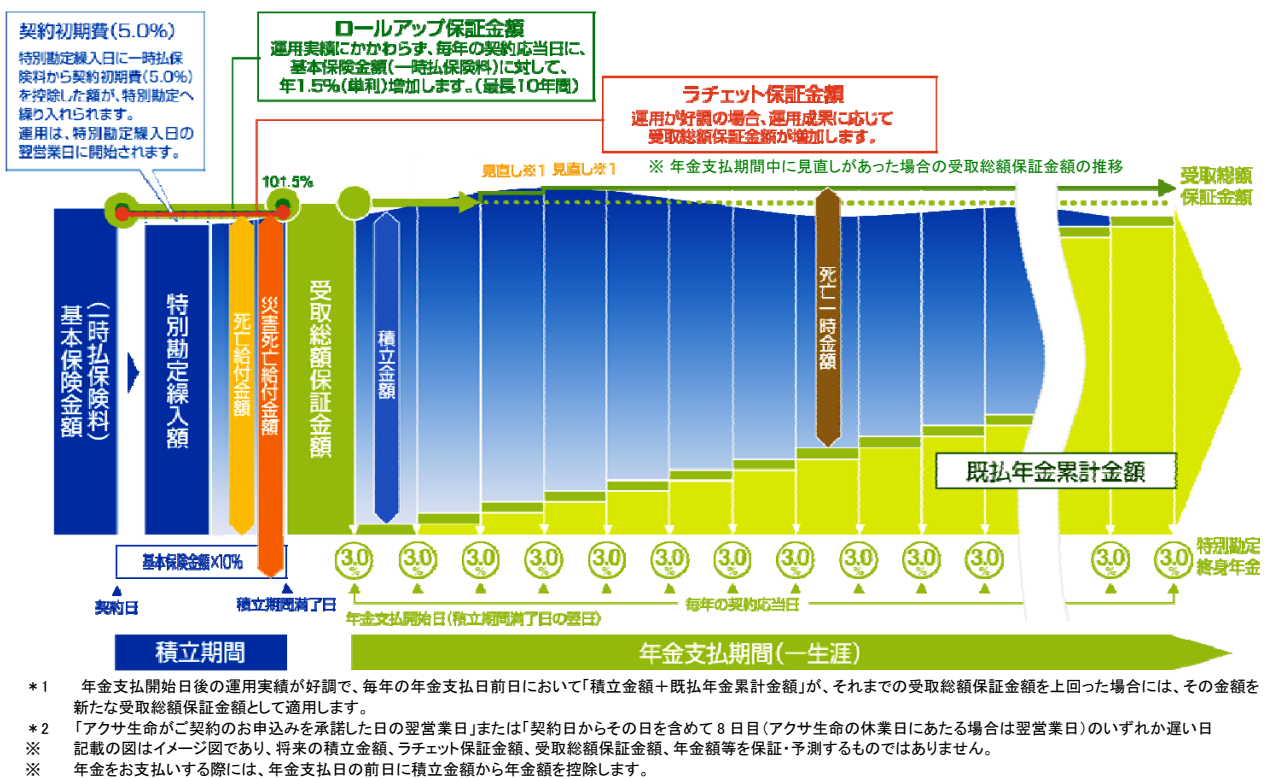
アクサ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表執行役社長兼 CEO:ジャン=ルイ・ローラン・ジョシ)は、7月1日より北海道銀行(本店:北海道札幌市)を通じて、「新黄金世代-3」(正式名称:変額個人年金保険(13)終身型)の提供を開始します。これにより、アクサ生命の変額個人年金保険を販売する金融機関は合計で44となります。

今回販売を開始する変額個人年金保険「新黄金世代-3」は、ご契約後最短1年後から一生涯にわたって、特別勘定で運用しながら年金をお受け取りいただける終身年金タイプの変額個人年金保険です。

アクサ生命は、今後も、多様化するお客さまのニーズに対応するために、最先端のサービス、革新的かつお客さまにとって最適な商品をご提供してまいります。

商品しくみ図【変額個人年金保険(13)終身型】

●イメージ図(積立期間1年の場合)●



契約取扱概要

被保険者のご契約年齢 (契約日における満年齢)	50歳~70歳	71歳~75歳	76歳~80歳
積立期間	1年~40年 (最長90歳まで)	1年~9年 (最長80歳まで)	1年
年金支払期間	終身		
基本保険金額(一時払保険料)	最低200万円/最高5億円/1万円単位		
保険料払込方法	一時払		

※各商品の詳細については、商品パンフレットやご契約のしおり・約款等をご確認ください。

アクサ生命について

アクサ生命は AXA のメンバーカンパニーとして 1994 年に設立されました。AXA が世界で培ってきた知識と経験を活かし、200 万の個人、2,500 の企業・団体のお客さまに、死亡保障や医療・がん保障、年金、資産形成などの幅広い商品を、多様な販売チャネルを通じてお届けしています。2012 年度には、2,466 億円の保険金や年金、給付金をお支払いしています。

AXA グループについて

AXA は世界 57 ヶ国で 16 万人の従業員を擁し、1 億 200 万人のお客さまにサービスを提供する、保険および資産運用分野の世界的なリーディングカンパニーです。国際会計基準に基づく 2012 年度通期の売上は 901 億ユーロ、アンダーライニング・アーニングス(基本利益)は 43 億ユーロ、2012 年 12 月 31 日時点における運用資産総額は 1 兆 1,160 億ユーロにのびます。AXA はユーロネクスト・パリのコンパートメント A に上場しており、AXA の米国預託株式は OTC QX プラットフォームで取引され、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス(DJSI)や FTSE4GOOD などの国際的な主要 SRI インデックスの構成銘柄として採用されています。また、国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)による「持続可能な保険原則」および「責任投資原則」に署名しています。詳細は www.axa.com をご参照ください。

～本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします～

アクサ生命保険株式会社 広報部
電話:03-6737-7140 FAX:03-6737-5964
<http://www.axa.co.jp/life>

募集資料登録番号:AXA-A1-1306-1604/9Y5

変額個人年金保険(13)終身型をご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

ご注意

本保険商品は、お客さまからお預かりした保険料を特別勘定で運用する投資型商品です。本商品のご検討にあたっては、商品のリスク・諸費用等の注意事項をお読みいただくとともに、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をよくお読みいただき、内容を十分にご理解下さい。

この商品のリスクについて

この保険では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じ、株式や債券等に投資されます。したがって、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。外国株式等の外貨建資産を投資対象としているものについては、為替変動の影響も受けます。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、ご契約者が損失を被ることがあります。なお、特別勘定終身年金としてお受け取りいただく年金額には最低保証がありますが、「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には、最低保証はありません。

諸費用について

この保険にかかわる費用は「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額となります。一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。

ご契約時

	項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要費用	一時払保険料に対して 5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

積立期間中および年金支払期間中

	項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要費用	特別勘定の積立金額に対して年率 2.95%	積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の 1/365 を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して年率 0.168%程度(税抜: 0.16%程度)※	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の 1/365 を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※ 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の運用対象の変更・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中

※ 年金の種類を変更した場合や年金支払特約等により年金としてお受け取りいただく場合です。

	項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%※	年金支払日に責任準備金から控除します。

※ 年金管理費は、将来変更される可能性があります。

ご検討の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。